

平成25年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成25年 9 月 6 日（金） 午前 9 時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成25年 9 月 6 日（金） 午前 9 時30分

4 応招議員

1 番議員	伊藤 和子	2 番議員	小澤 哲夫
3 番議員	吉筋 恵治	4 番議員	中根 幸男
5 番議員	鈴木 托治	6 番議員	西田 彰
7 番議員	太田 康雄	8 番議員	亀澤 進
9 番議員	山本 俊康	10 番議員	榊原 淑友
11 番議員	片岡 健	12 番議員	小沢 一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	村松 藤雄	副町長	鈴木 寿一
教育長	井上 啓次郎	建設 参事	鈴木 雅則
総務課長	杉山 真人	防 災 監	高木 達雄
企画財政課長	村松 弘	税 務 課 長	松浦 慎一郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第42号 森町監査委員の選任について
 議案第43号 森町教育委員会委員の任命について
 議案第44号 森町教育委員会委員の任命について
 議案第45号 森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第46号 森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
 議案第47号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第48号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
 議案第49号 平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）
 議案第50号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第52号 平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
 議案第54号 平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
 議案第55号 物品売買契約の締結について
 認定第1号 平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

- について
- 認定第 3号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第 4号 平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 認定第 5号 平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第 6号 平成24年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第 7号 平成24年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 認定第 8号 平成24年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第 9号 平成24年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

- 議長 (榊原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから平成25年9月、森町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
5番鈴木托治君及び6番西田彰君を指名します。
日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間にしたいと思
います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
- 議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月25日までの20日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「平成24年度財政健全化判断比率等報告について」、「第21期株式会社アクティ森計算書類及び第22期事業目標について」以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第42号「森町監査委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第42号「森町監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定で2人と定められております。また、選任につきましては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者1人及び議員の内から1人を議会の同意を得て選任をすることになっております。

今回の提案は、監査委員のうち、花嶋勇氏が9月30日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を監査委員として選任いたしたく提出するものでございます。

同氏は、平成21年10月1日監査委員に就任以来、豊富な知識と経験を活かされ、監査委員としての手腕を発揮し、その職務の遂行は極めて公正かつ的確であります。加えて人格、見識ともに申し分ない方であると存じますので、再度、花嶋勇氏を森町監査委員に選任いたしたく、議会の同意を頂きますようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

議 長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。
本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第42号を採決します。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第42号「森町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。
日程第5、議案第43号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程をされました、議案第43号「森町教育委員会委員の任命について」、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、現教育委員の小倉律子氏が、9月30日をもって辞職することに伴い、新たに後任の森町教育委員会委員として鈴木眞子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。
小倉氏につきましては、平成18年4月1日に就任されて以来7年6箇月、森町の教育の振興にご尽力いただきましたことに対し、心からお礼申し上げる次第であります。

今回、小倉氏の後任としてお願いする鈴木氏は、経歴書のとおり森町向天方713番地の4に住所を有し、人格円満、豊かな見識と公正な判断力を持っておられる方であります。日ごろから森町の教育に対しましては、ご理解、ご協力を賜り、特に文化活動につきましては、森町書道会々員で文化協会の理事としてご活躍される傍ら書道教室を開き、子供を指導するなど熱心な活動をされております。

こうしたことから、今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確信をいたしております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上お認めいただきますようお願いを申し上げます。

議 長 (榊原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) 1点お聞きします。ときわ保育園の理事に今現在なられているということですが、その理事になられた経緯・経過を分かれば教えてください。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ときわ保育園の理事になられた経過については承知しておりません。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) 鈴木眞子さんについては申し分ない方だと思いますし、また、実際にお母さんとして子育てもされてきた方ですので、教育委員として最適であろうかと思えます。

1点お伺いしたいのは、小倉律子さんの辞任に伴う後任ということで、今回の鈴木眞子さんの任期についてお願いいたします。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 今回、小倉律子さんが任期を残しての就任

でございますので、残任期間ということになります。したがって、任期は平成25年10月1日から平成27年9月30日までの2年間と、こういうことになります。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第43号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第43号「森町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第44号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) ただ今上程をされました、議案第44号「森町教育委員会委員の任命について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の相羽哲治氏が、9月30日をもって任期満了することに伴い、新たに後任の森町教育委員会委員として村松加代子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

相羽氏につきましては、平成20年4月1日に就任されて以来5年

6箇月、森町の教育の振興にご尽力いただきましたことに対し、心からお礼申し上げる次第でございます。

今回、相羽氏の後任としてお願いする村松氏は、経歴書のとおり森町睦実443番地の6に住所を有し、人柄も良く、幅広い知識と公平な判断力を持っておられる方でございます。

森町社会福祉協議会や介護事業所に勤務し、福祉活動に精励され、子育て中には保護者として学校に関わり、PTA活動に献身的なご活動をいただいております。

また、今回の改選により教育委員5名のうち女性が2名となります。男女共同参画が叫ばれる中、女性の視点から教育行政に対する積極的な関与を期待するものであり、より一層町の教育の振興に貢献していただけるものと確信をいたしております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 1点お教えいただきたいと思います。ただ今町長からも幅広い公平な判断力を持っていると、男女共同参画の中で今回2名の女性をご推薦されました。

私も全国的に見ればですね、教育委員会の委員というのが7割教員のOBである中で、森町は地域住民から選ばれたということは歓迎することですけども、いよいよ9月からいじめ防止法案が本格的に施行される時期になりました。大変これは国の問題も森町も非常にいじめ問題は大きな前進の一步をしていくわけであります。

これからの教育委員会の、教育委員という人たちの重責が非常に重くなる。こういう中でひとつですね、教育委員会も組織人事ということで私は思っております。ですから、人事というのをですね、非常にその人によって非常にその組織が伸びるか伸びないか、これ

は非常に大切なことだと、人事という、そういう中で、この方は非常に今言いましたように、幅広い公平な判断力をもっておみえになるという中で、例えば、もしよろしかったらですね、家族同意はどうか、家族が全員この方に、この村松加代子さんに、家中というか家族で委員になることを同意しているのか、この点1点教えていただきたいと思います。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 村松加代子さんの就任については教育長に当たっていただきまして、教育長の方から答弁をさせます。

議 長 (榊原淑友 君) 教育長。

教 育 長 (井上啓次郎 君) 教育長です。村松さんの人選につきましては、前任の委員からの推薦もあり、また地区の推薦もあって適任な方だなというふうに思いましてお話をしたところ、本人ともお会いをして、家庭で家族で相談をし、そしてご返事を申し上げますということで、少し間をおいて再度面会をしてお話を伺いましたけれども、家族の皆さんも協力をしていただけるとい、そういうことでお引受けをさせていただきますという、そんなお話も頂きましたので、家族の同意も得ているというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第44号「森町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第7、議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正によりまして地方税法が一部改正され、地方税に係る延滞金等の利率が平成26年1月1日から引き下げられることになったため、税外収入金に係る延滞金の利率につきまして、地方税法の改正に準じて、同様の改正を行うものでございます。

現在、延滞金につきましては、本条例第4条の規定に基づき、納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセントでございますが、附則3項の特例基準割合により、4.3パーセントとなっており、今回の特例基準割合の見直しにより、新たな基準では、現時点で利率を計算しますと、年3パーセントに引き下げるものでございます。

また、1箇月を超える期間については、年14.6パーセントでございますが、今回の基準割合の見直しにより、現時点での利率では9.3パーセントに引き下げるものでございます。

なお、施行日につきましては、地方税法の一部改正と合わせて、平成26年1月1日からとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第 8、議案第 46 号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程をされました、議案第 46 号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、議案第 46 号と同様な理由でございまして、平成 25 年度税制改正により、地方税法が一部改正され、地方税に係る延滞金等の利率が平成 26 年 1 月 1 日から引き下げられることになったため、森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金に係る延滞金の利率につきまして、地方税法の改正に準じて同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第 13 条に規定されている延滞金について、今回上程されている議案第 45 号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例」と同様の扱いとするものでございまして、納期限の翌日から 1 箇月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセントを、現時点での利率では年 4.3 パーセントに、1 箇月を超える期間については、現時点の利率では年 9.3 パーセントにするものでございます。

なお、施行日につきましては、地方税法の一部改正と合わせて、平成 26 年 1 月 1 日からとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第 9、議案第 47 号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

- (職 員 朗 読)
- 議 長 (榊 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村 松 藤 雄 君) ただ今上程をされました、議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、先の議案第45号と同じ理由にございまして、平成25年度税制改正により、地方税法が一部改正され、地方税に係る延滞均等の利率が平成26年1月1日から引き下げられることになったため、森町後期高齢者医療に係る延滞金の利率につきまして、地方税の改正に準じて同様の改正を行うものでございます。
- 改正の内容につきましては、議案第45号・46号の条例改正案同様、納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、現行年4.3パーセントから、現時点の利率では年3パーセントに、1箇月を超える期間については、年14.6パーセントを現時点の利率では年9.3パーセントに引き下げるものでございます。
- なお、施行日につきましては、地方税法の一部改正と合わせて、平成26年1月1日からとするものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 議 長 (榊 原 淑 友 君) 日程第10、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (榊 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村 松 藤 雄 君) 議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、先の45号と同様の理由にございまして、平成25年度税制改正により地方税法が一部改正され、地方税に係る延滞金等の利率

が平成26年1月1日から引き下げられることになったため、介護保険料の延滞金の利率につきまして、地方税法の改正に準じて、同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案第45号から47号までの条例案同様、納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、現行年4.3パーセントから現時点での利率では年3.0パーセントに、1箇月を超える期間については、年14.6パーセントを現時点での利率では年9.3パーセントに引き下げるものでございます。

なお、施行日につきましては、地方税法の一部改正と合わせて平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第11、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ155,152千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,889,263千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

5・6ページをお開きください。2款1項5目、財産管理費626千円については、本年度予定しておりました町有林間伐作業が、国の「美しい森林づくり基盤整備交付金」の対象となったことを受け、事業量の追加をお願いするものでございます。

2項3目、消費生活費990千円のうち、消耗品費900千円につきましては、県の消費者行政活性化基金事業を活用し、詐欺や悪質商法等の消費者被害防止のための、啓発用品の配布要する経費でございます。

3款1項4目、老人福祉費1,315千円のうち、備品購入費840千円は、県の消費者行政活性化基金事業を活用し、高齢者を対象とした悪質商法被害の防止のため、普及啓発活動に使用する諸備品の購入費用でございます。

7・8ページ、3款2項2目、児童措置費5,297千円につきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として、国の交付金を積み立てている県の「安心子ども基金」を財源とした「保育士等処遇改善臨時特例事業」が設けられましたので、本町においても保育士確保のための処遇改善の経費を計上するものでございます。

4款1項6目、診療所費50,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

6款2項2目、農地事業費4,550千円のうち、委託料3,500千円につきましては、国の農村地域防災減災事業補助金を活用した、農業用ため池の点検経費でございます。

9・10ページ、7款1項2目、商工振興費2,266千円につきましては、県の地域商業パワーアップ事業費補助金を活用した、商店会街路灯のLED化を行うための補助金でございます。

11・12ページ、4目、工場誘致対策費33,280千円は、昨年4月の新東名の県内供用開始や、「内陸のフロンティアを拓く構想」が推進される中、遠州森町PAスマートインターの今年度末の開通に備えた、(通称)広域農道の舗装改良等の事業に併せて、企業誘致促進のための先行投資、及び交通量増加に伴う火災発生の危険性に備え、広域農道に配水管の布設及び、消火栓の設置等を実施するために必要な経費を、上水道事業会計へ繰り出すものでございます。なお、事業箇所については、資料としてお分けしてございますので、資料

をご覧くださいいただければと思います。

8款2項2目、道路維持費6,500千円のうち、道路舗装業務費6,000千円につきましては、道路の緊急性を要する舗装補修等に対応するため、追加計上するものでございます。

3目、道路新設改良費16,748千円のうち、委託料8,748千円は、中飯田地内の町道大久保峯山線の拡幅工事のための測量設計業務委託料と、中川下地内の町道太田川圃場南4号線改築工事に備え、磐田用水に架ける橋の予備設計等の業務委託料を計上するものでございます。

また、工事請負費の無指定工事8,000千円につきましては、道路整備工事の追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、10款6項2目、体育施設費31,035千円のうち、31,000千円につきましては、総合体育館建設のための実施設計委託料でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

14款2項5目、総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金31,000千円につきましては、国において決定された「日本再生に向けた緊急経済対策」、平成25年の1月11日に閣議決定されたものでございまして、この対策において創設された交付金でございます。

国の平成24年度補正予算第1号により事業化された、広域農道の舗装改良県営事業等に係る、町負担分が当該交付金の額を定める算定対象となっており、当交付金は他の建設事業等の財源に充当できることとなっておりますので、今回、総合体育館建設に係る事業の財源として計上するものでございます。

15款2項1目、総務費県補助金1,768千円は、消費生活費及び老人福祉費に計上いたしました、悪質商法被害防止のための普及啓発事業に対する補助金でございます。

2目、民生費県補助金5,650千円のうち、保育対策等促進事業費補助金5,297千円は、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の財

源でございます。

4目、農林水産業費県補助金3,500千円は、農業用ため池点検業務委託料に対する補助金でございます。

9目、商工費県補助金1,133千円は、商店会街路灯LED化事業に対する補助金でございます。

18款1項1目、特別会計繰入金7,993千円は、介護保険及び後期高齢者医療それぞれの特別会計の平成24年度の精算に基づく繰入金でございます。

3・4ページ、19款1項1目、繰越金103,478千円は、財源調整としての計上でございます。

以上が、平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上お認めいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（ 榊原淑友 君 ） 日程第12、議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議長（ 榊原淑友 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長（ 村松藤雄 君 ） ただ今上程されました議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ353千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,033,820千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

3款1項1目、後期高齢者支援金192千円及び4款1項1目、前期高齢者納付金161千円は、平成25年度の納付額の決定に伴いまして、不足分を追加計上するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

3款1項1目、療養給付費等交付金61千円、3款2項1目、財政調整交付金13千円、6款2項1目、県調整交付金11千円は、歳出の後期高齢者支援金に対する国庫負担金等でございます。

10款1項2目、その他繰越金268千円は、歳出のうち国庫負担金等を除いた費用に充当する前年度繰越金でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますけれども、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 日程第13、議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,893千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,736千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により、補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

1款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金2,873千円は、平成24年度の出納整理期間中に徴収した保険料の広域連合への未納付分でございます。

2款2項1目、一般会計繰出金20千円は、平成24年度中に発生した預金利子及び督促手数料を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、1・2ページにお戻りく

ださい。

4款1項1目、繰越金2,893千円は、前年度の繰越金で、補正財源として計上するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 日程第14、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,806千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,766,761千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げますので、3・4ページをお開きください。

7款1項2目、償還金4,833千円は、平成24年度の介護給付費に係る県支払基金への交付金の精算、並びに地域支援事業費に係る国・県への交付金の精算に伴う返還金でございます。

7款3項1目、一般会計繰出金7,973千円は、町の介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金、並びに事務費負担金の精算に伴う返還金と、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1ページにお戻りください。

3款1項1目、介護給付費負担金5,244千円は、介護給付費の前年度の精算に伴う国庫負担金からの追加交付金でございます。

4款1項2目、地域支援事業支援交付金17千円は、地域支援事業費の前年度の精算に伴う支払基金からの追加交付金であります。

8款1項1目、繰越金6,884千円は、歳出予算の補正財源としての計上でございます。

10款3項3目、雑入661千円は、袋井市森町介護認定審査会からの前年度の精算に伴う負担金の返還でございます。

以上提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願いし、お認めいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 (榊原淑友君) 日程第15、議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ33,280千円を追加し、補正後の収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ323,946千円とするものでございます。

以下、収益的収入及び支出の明細により、補正の概要を支出から申し上げます。

付属資料の1・2ページの下段の支出をご覧ください。

1款1項2目、受託工事費33,280千円につきましては、町道橘円田線、町道久保ノ谷松ヶ谷線、町道中川円田線の3路線の町道にポリエチレン管100ミリ配水管、延長約1,050メートルの布設工事並びに消火栓等の設置工事を行うものでございます。

今町道名を申し上げましたけども、いずれも広域農道でございます。

続きまして、上段の収入についてご説明を申し上げます。

1 款 1 項 2 目、受託工事収益33,280千円は、町道橘円田線配水管布設工事外 2 件の配水管布設工事費に対する、一般会計からの繰出金でございます。

以上申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いし、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第16、議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

まず、第2条では、予算第2条中の主要な建設改良事業の医療機器購入を7,207千円減額し21,086千円とし、備品購入を11,865千円増額し240,593千円に補正し、設備装置19,514千円を追加するものでございます。

次に、第3条では、予算第3条中の収入で、医業外収益を50,000千円増額し、合計で237,763千円とし、病院事業収益の合計を2,674,932千円に補正するものでございます。

この医業外収益の増額につきましては、9月中に支出予定されます企業債元利償還金、共済組合追加負担金など200,000千円ほどの多額な支払が予定をされていますので、それらの資金として、一般会計より他会計負担金として50,000千円増額補正計上するものでございます。

次に、支出では、医業費用に2,478千円を加えた、2,728,428千円とし、病院事業費用の合計を2,838,967千円とするものでござい

す。

医業費用の主なものは、外来用電子カルテカート等の購入による消耗備品費で1,610千円、サーバ移設等に伴う修繕費で584千円、看護診断用ソフトライセンス使用料で536千円でございます。

なお、賃借料につきましては輸血関連検査装置を当初予算では機器購入で予算化しておりましたけども、リースにすることにより10年間で約900万円の節約ができることから購入からリースに変更し、リースに伴う関連するシステムを取りやめた、252千円の減額でございます。

第4条では、予算第4条中の企業債を9,800千円増額し、266,800千円とし、補助金を11,000千円計上し、資本的収入の合計額を432,151千円に補正するものでございます。

この企業債の増額につきましては、電子カルテシステム導入にかかる医療機器等整備事業債1,300千円と、太陽光発電設備設置に伴う病院施設等整備事業債8,500千円を補正計上するものでございます。

この太陽光発電設備については、家庭医療センターの屋上に建設の折に、太陽光を設置できるよう土台を既に用意してございますので、その上部にパネル等を設置するものでございます。

また、補助金につきましては、太陽光発電設備設置に伴う独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金8,000千円と、公共施設省エネルギー機器及び新エネルギー機器導入事業助成金3,000千円を補正計上するものでございます。

次に、支出では、建設改良費に25,128千円を加えた282,149千円とし、資本的支出の合計を536,139千円とするものでございます。

建設改良費のほとんどは電子カルテ導入及び太陽光発電設備設置に伴うもので、医療機器は医業費用で説明しました輸血関連装置をリースに変更したため減額し、心電図ファイリングシステム購入等で差し引き7,207千円の減額、電子カルテ導入に伴う自動採血管準備システム等の備品で11,865千円、家庭医療センター屋上への太陽

光発電設備設置で19,514千円、地域連携システム標準化対応システム委託料956千円を計上するものでございます。

第5条は企業債借入れに伴う限度額、第6条は一時借入金の限度額、第7条は第3条で説明しました他会計負担金に伴う限度額を補正し、第8条は予算第11条の取得する資産から輸血関連装置一式を削り、設備として太陽光発電装置一式を追加するものでございます。

以上申し上げましたけども、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 日程第17、議案第55号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程をされました、議案第55号「物品売買契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案につきましては、平成25年度大規模地震対策等総合支援事業費補助金による、消防ポンプ自動車2台の売買契約を締結することについてでございます。

消防ポンプ自動車につきましては、製作期間に約半年を要し、ベース車両を確保する必要があるため、7月31日に指名競争入札を行い、その結果、浜松市西区の静岡森田ポンプ株式会社が、2,996万円で落札をいたしました。

落札業者とは8月2日に落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた、3,145万8千円で仮契約を締結してございますが、このたび物品売買の本契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

納入期限といたしましては、平成26年3月10日までとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願いし、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) 消防ポンプ自動車の購入ということで、昨年の9月議会にも1台購入の議案がございました。その時とですね、応札業者は5社とも同じで、また落札業者も同じであるということで、今回指名競争入札ということで指名委員会が開かれていると思いますが、指名業者がこの5社以外になかったのかという点と、それから、昨年購入しましたものと、今回購入予定の消防ポンプ自動車、頂きました資料を見ますとほぼ同じような設備・能力かと思えますけども、何か向上している点があるのかどうか、その点をお願いします。

といたしますのも、昨年ですね、1台で落札価格が1,490万円ということで、これを単純に2台で2倍しますと2,980万ということで、今回2台で落札した価格より、昨年の方が下回るということですが、その辺の差で性能が向上しているという点があるのかどうか、その点をお願いします。

議長

(榊原淑友 君) 防災監。

防災監

(高木達雄 君) ただ今太田議員のご質問にお答えいたします。

2問目の24年度購入した時と25年度との比較について申し上げます。仕様としては同一仕様で発注をしております。そこの実績価格の違い、若干値上がりしているわけですけども、この理由は、ベース車両、いすずの3トンディーゼルなんですが、ベース車両の値上げによるものでございます。以上です。

議長

(榊原淑友 君) 副町長。

副町長

(鈴木寿一 君) 指名について、私の方から答弁をさせていただきます。

昨年と同じ5社ということをございますけれども、静岡県におきましてはですね、大体この五つの業者が総合的にポンプ車を製造できる業者ということになってございますので、この5社ということで指名をさせていただきました。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) 昨年も新しく買ったというところで、消防団の皆さんが使っていただいて、使い勝手とか、そういったものの声というものは反映されているのでしょうか。

議 長 (榊原淑友 君) 防災監。

防 災 監 (高木達雄 君) お答えいたします。ポンプ自動車につきましては、配備から17年を経過したものについて更新をしております。当然17年の間には機械器具等性能も向上しており、使い勝手も良くなっているというふうな声を聞いております。以上です。

すいません、意味を取り違えておりました。消防法等々必要条件をクリアした仕様書によるものでございまして、使い勝手はいいというふうに聞いております。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 補足をいたします。ポンプ自動車の選定につきましてはですね、防災の担当がよく消防団の団員と協議いたしまして、そして当然昨年購入した自動車の使い勝手等々を勘案しながら、この今年度の車両についても購入をしているところをございまして、基本的にはよく団員の声を聞いて、そして選定していくと、そういうことをございます。

議 長 (榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) ちなみにですね、5社応札されてるわけですけども、メーカーによって違いというものはあるところがあれば、分かるところがあれば教えてください。

議 長 (榊原淑友 君) 防災監。

防 災 監 (高木達雄 君) メーカーによる違いはあるかのご質問と

と思いますが、基本的には発注者側、町側の作成した仕様書に基づいて製作をしていただくということでございます。したがって、どの業者においても落札業者となった場合には仕様書に基づいて作成されると。したがって能力的には同等のものになるはずでございます。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、山本俊康君。

9 番議員 (山本俊康 君) 1 点だけ質問させていただきます。今回 2 台購入をされるというふうなことで、2 分団の 1 部、それから 4 分団の 1 部にそれぞれこの車両が配備をされるというふうなことで、今も話が出ましたが、17 年を経過したものから段々更新をしていくというふうなことをお聞きしたわけですが、今まで使用していたこの車両について、下取り等々についてはどうなっているかをお伺いをさせていただきます。

議長 (榊原淑友 君) 防災監。

防災監 (高木達雄 君) 更新された車両の下取りはどうかということでございますが、納入業者が引き取るということでございます。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 9 番、山本俊康君。

9 番議員 (山本俊康 君) 納入をする業者が引き取るというふうなことで、下取り価格とか、そういったものは発生はしないということでしょうか。

議長 (榊原淑友 君) 防災監。

防災監 (高木達雄 君) 基本的に 17 年経過ということの中で、廃車処理ということでございますので、下取り価格というようなものは設定されないということであります。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)

(榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第55号「物品売買契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

議 長 (午前10時45分 ～ 午前10時55分 休憩)

(榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第18、認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第25、認定第8号「平成24年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)

(榊原淑友 君) 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの各会計決算について説明を申し上げます。

平成24年度につきましては、一昨年の中東大震災を教訓とした防災・減災対策事業の推進とともに、年度初めに新東名高速道路の供用が開始され、新しい玄関口である「森・掛川インターチェンジ」を利用した来町者も増加し、新しい森町に期待がふくらむ変革の年の初めとなりました。こうした中、次世代へつながる「町の将来像」を描くための基盤づくり事業、防災対策、医療・福祉の充実等、各種事業に取り組んでまいりました。

平成24年度の主な事業といたしましては、将来への基盤づくりと

して、社会資本整備総合交付金を活用したスマートインター関連事業、森地区まちづくり整備計画事業の推進、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」補正予算による県営事業への負担金、待望しておりました森川橋架替工事に伴う親柱設置及びグレードアップ事業、橋梁長寿命化修繕計画の作成、天竜浜名湖線新駅基本構想事業。

産業振興につきましては、新東名関連観光振興事業、森林整備加速化・林業再生事業、鳥獣被害総合対策事業。

防災対策といたしましては、静岡県総合防災訓練、急傾斜地崩壊対策事業、家庭内家具等固定推進事業。

教育関連では、道徳教育総合支援事業、天方小学校グラウンド整備事業、宮園小学校校舎トイレ改修事業。

文化振興関連事業では、天宮神社本殿及び拝殿建造物の保存修理の補助事業等を実施するとともに、協働のまちづくりと医療・福祉の充実を図るため、地域との協働による森町営バスの運行、児童手当給付事業、子ども医療費助成事業、森町病院への繰出金。

さらには、度重なる台風等の災害に対応する災害復旧事業、公共下水道事業特別会計への繰出金等、継続事業や将来に向けた新規事業等々、多種多様な事業に取り組んで参ったところでございます。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚くお礼申し上げます。

それでは最初に認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を申し上げます。

お手元に各会計別一覧表、そして平成24年度一般会計決算説明資料、さらには森町一般会計特別会計歳入歳出決算書がお配りしてございますので、併せてこれらについてもご一読、ご覧いただければと、このように思うところでございます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、まずはお手元のこの説明資料に沿って説明させていただきますので、最初に説明資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

決算規模は、歳入総額8,007,894,110円、歳出総額7,033,887,023円となり、前年度と比較をいたしますと、歳入では256,730,678円増加し、プラス3.3パーセント、歳出では、237,915,747円増加し、プラス3.5パーセントとなりました。

歳入予算に対する歳入決算の比率は108.4パーセント、歳出予算に対する執行率は95.3パーセントとなっております。また、平成25年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は97.4パーセントとなっております。

次に3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いたC欄の形式収支は、974,007,087円で、前年度に比べ18,814,931円増加し、プラス2.0パーセントとなりました。

次に、E欄の実質収支は、森林整備加速化・林業再生事業、急傾斜地崩壊対策事業、スマートインター関連事業を平成25年度に繰越しましたので、D欄の翌年度に繰り越すべき財源15,292,000円を差し引いて、958,715,087円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたF欄の単年度収支は、25,749,931円の黒字となったところでございます。

平成25年度への繰越金L欄については、今後の財政需要を考慮し、K欄の1億円の決算積立てを行いまして、858,715,087円を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて決算の概要を歳入から申し上げますので、説明資料1ページにお戻りください。

1款の町税は、2,561,687,164円で、前年度に比べ5,757,282円減少し、マイナス0.2パーセントとなりました。

これは、昨年度雇用の悪化等により減少した個人所得割が持ち直したこと、東日本大震災を契機とする計画停電等による、企業収益の落ち込みにより減少した法人税割が大幅に増加に転じたものの、反面、評価替えに伴う固定資産税家屋分の減少や償却資産の減少等が、主な減少の要因となりました。

2 款の地方譲与税は、121,943,167円となり、前年度に比べ8,524,993円減少し、マイナス6.5パーセントとなりました。

6 款の地方消費税交付金は191,958,000円で前年度に比べ0.1パーセントの増でございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金は、79,471,006円で 0.1パーセントの減、8 款の自動車取得税交付金は、東日本大震災の影響による供給不足の影響により減少した昨年度から回復し、47,779,000円となり、前年度に比べ10,193,000円増加し、プラス27.1パーセントと大幅な増となったところでございます。

9 款の地方特例交付金は、8,827,000円で、前年度に比べ34,466,000円減少し、マイナス79.6パーセントとなっております。

これは、特例交付金として措置されていた子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分の措置が廃止されたこと、更に自動車取得税交付金の減収補てん分の措置の終了に伴って、大幅な減少となったところでございます。

10款、地方交付税は、1,918,755,000円で、前年度に比べ6,462,000円増加し、プラス0.3パーセントの増加となりました。主な理由としましては、家屋の評価替え等による固定資産税が減少したこと、基準財政収入額が減少し普通交付税が増加したことによるものでございます。

14款、国庫支出金は、494,216,132円で、前年度に比べ46,479,708円減少し、伸び率ではマイナス8.6パーセントとなっております。

これは、子ども・児童手当の制度改正に伴う減少、きめ細かな交付金事業の終了等によるものでございます。

15款、県支出金、421,961,136円で、前年度に比べ177,784,856円減少し、伸び率ではマイナス29.6パーセントとなっております。これは、愛光園サテライト建設及び開設経費に係る助成金事業の完了、大規模地震対策等総合支援事業補助金の減少等によるものでございます。

18款、繰入金は、前年度に比べ7,932,997円増加し、50,519,330

円となりました。

20款、諸収入は、前年度に比べ20,100,738円増加し、176,250,548円となりました。これは、新たな難視聴対策事業費補助事業助成金の増加等によるものでございます。

21款、町債は、210,500,000円増加し、788,000,000円となり、前年度に比べ36.5パーセントの増加となりました。これは、県営水利施設整備事業負担金、及び県営農地整備事業負担金に係る農林業債、スマートインター関連事業や辺地対策事業等に係る土木債、繰越事業として実施した宮園小学校校舎トイレ改修事業に係る教育債の増加等によるものでございます。

次に自主財源についてでございますが、4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は49.0パーセントで、前年度より2.3ポイントの増となっております。

これは、町税が減少となったものの、繰越金、諸収入の増加に加え、国庫支出金及び県支出金等の依存財源が減少したため、相対関係にある自主財源の比率が上昇したものでございます。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は、32.0パーセントとなっております。

次に歳出でございますが、款項目節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて説明を申し上げたいと思います。

説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知おきください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費、小計の1～6までの合計でございますけども、この経常的経費は、5,016,743千円で、構成比は71.4パーセントとなり、前年度比で5.4ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は、721,544千円で、同じく構成比では10.2パーセントとなり、前年度に対し0.3ポイント下回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,200,055千円で、前年度よりも46,788千円の減となっております。また、経常収支人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように22.5パーセントと、前年度の23.4パーセントを0.9ポイント下回っております。

恐れ入ります、また4ページの方にお戻りいただきたいと思えます。

4ページの需用費、備品購入費、委託料等2の物件費でございますけれども、872,074千円で、前年度に比べ80,952千円の減、伸び率ではマイナス8.5パーセントとなりました。減少の主なもの、防災資機材購入等の減少、資機材の配備の完了によって減少したものでございます。

4の扶助費は、836,093千円で、前年度に比べ10,466千円減少し、伸び率ではマイナス1.2パーセントとなりました。これは、子ども・児童手当等の減少によるものでございます。

5の補助費等は、1,407,336千円で、前年度に比べ94,603千円減少し、伸び率ではマイナス6.3パーセントとなりました。これは、袋井市森町広域行政組合のし尿処理、ごみ処理分担金の減少、中遠広域事務組合分担金の減少、愛光園サテライト開設経費助成金の皆減、防災資機材整備の一環として給水車等の整備のための繰出金の減少等によるものでございます。

6の公債費は、625,361千円で、前年度に比べまして2,499千円減少しました。減少の主なもの、保健福祉センター建設事業の元利償還の終了等によるものでございます。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は、699,422千円で、前年度に比べ61,546千円増加し、伸び率ではプラス9.6パーセントとなっております。これは、愛光園サテライト建設事業助成金の皆減や、森地区まちづくり整備計画事業等の減少はあったものの、スマートインター関連事業、宮園小学校校舎トイレ改修事業、県営水

利施設整備事業負担金、県営農地整備事業負担金等の増加によるものでございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げますので、説明資料の6ページの下段をご覧くださいと思います。

まず、基金についてでございます。

基金の年度末現在高については2,862,472千円で、前年度に比べまして474,523千円の増、伸び率ではプラス19.9パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べまして101,928千円増の1,978,197千円となっております。また、平成24年度は新たに総合体育館建設基金として、350,078千円を積み立てております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高の状況でございます。

なお、このグラフについては、横の棒グラフになっておりまして、棒グラフの黒い部分は通常の地方債の借金の残高でございますけれども、白抜き部分は臨時財政策債の部分を説明しております。

この臨時財政策債というのは、本来なら交付税で措置されるべきものでございますけれども、国の方が制度を改正しまして、地方も借金しなさいということで、地方の借金にはなっておりますけれども、この現在残高の返済については、元金と利息についてはすべて交付税で措置をされるというものでございますので、このように分けをさせてグラフを作成させていただいたところでございます。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ250,154千円増加し、6,190,658千円となっております。

この要因は、臨時財政策債が3,229,107千円と前年度よりも増加したことによります。しかし、臨時財政策債は元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えるところでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は下段の所でございますけれども、9.3パーセントと

なっております、前年度に比べ1.3ポイント下回っているところでございます。

この実質公債比率を算定する時には、先の臨時財政対策債については元利償還が交付税措置されますので、この比率算定ではカウントをされないということになるところでございます。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません、森町では9.3パーセントということで、十分健全な数値と判断しているところでございます。

以上が、認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明しますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」、規模が少ない特別会計については、ほとんど決算一覧表でご覧になっていただければと思います。規模の大きなものについては、個々に説明を申し上げたいと思います。

最初に、認定第2号「平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、提案理由の説明を申し上げます

決算規模は、歳入総額2,111,795,015円、歳出総額1,962,847,252円となり、前年度に比べて歳入では55,813,370円増加し、プラス2.7パーセント、歳出では1,551,102円減少し、マイナス0.1パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は99.0パーセント、歳出予算に対する執行率は92.0パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を引いた差引残額は148,947,763円で、天災その他特別の事情により、その支払に不足を生じた場合の資金に充てるため、5,000万円を保険給付等支払準備基金に積み立て、残りの98,947,763円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げたいと思います。決算書事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

1款、国民健康保険税は、512,955,372円で、前年度に比べて23,

425,168円増加し、プラス4.8パーセントとなっております。

3款、国庫支出金は、361,386,973円で、前年度に比べて98,660,931円減少し、マイナス21.4パーセントとなっております。

11・12ページ、4款、療養給付費等交付金は、208,854,970円で、前年度に比べまして32,887,970円増加し、プラス18.7パーセントとなっております。

13・14ページ、9款、繰入金は、129,286,920円で、前年度に比べまして7,422,716円増加し、プラス6.1パーセントとなっております。

続いて歳出について申し上げます。19・20ページをご覧ください。

2款、保険給付費は1,311,060,601円で、前年度に比べて33,781,010円減少し、マイナス2.5パーセントとなっております。

23・24ページ、3款、後期高齢者支援金等は、270,087,901円で、前年度に比べて26,615,251円増加し、プラス10.9パーセントとなっております。これは、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、2款保険給付費と、3款後期高齢者支援金等を合計すると、1,581,148,502円で、歳出総額の80.6パーセントを占めております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が286,733円で、県平均を1,796円下回り県全体の19位、退職被保険者が347,733円で県平均を23,761円上回り、県全体の7位となっております。

以上が、認定第2号「平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」でございます。

次に、認定第3号「平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計については、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度に併せて設けられたものでございまして、被保険者から保険料を徴収し、静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものでございます。

決算規模は、歳入総額183,214,327円、歳出総額は180,319,924円となり、前年度に比べて歳入で11,763,635円増加し、プラス6.9パーセント、歳出では11,197,243円増加し、プラス6.6パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は97.9パーセント、歳出予算に対する執行率は96.4パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額は、2,894,403円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げたいと思います。決算書の事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料は135,919,500円で、前年度に比べて8,036,850円増加し、プラス6.3パーセントとなっております。

3款、一般会計繰入金は44,841,963円で、前年度に比べて1,859,976円増加し、プラス4.3パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げますので、9・10ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療広域連合納付金は180,297,813円で、前年度に比べて11,224,726円増加し、プラス6.6パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めております。

以上が、認定第3号「平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」でございます。

次に、認定第4号「平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額1,752,394,887円、歳出総額は1,738,644,134円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は99.2パーセントであり、歳出予算の執行率は98.4パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は13,750,753円でございます。

それでは、歳入から申し上げたいと思います。

決算書事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

1 款、保険料は309,426,850円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

3 款、国庫支出金419,196,086円と、4 款、支払基金交付金482,697,007円及び、11・12ページの、県支出金264,143,800円については、それぞれ国・社会保険診療報酬支払基金・県からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金に加え、静岡県介護保険財政安定化基金の一部取崩しに伴う交付金でございます。

7 款、繰入金は256,168,000円で、町からの介護給付費負担金、事務費負担金及び地域支援事業に係る繰入金並びに保険給付支払準備基金からの繰入金でございます。

13・14ページ、8 款、繰越金は10,469,878円で、平成23年度からの繰越金でございます。

10 款、諸収入は10,253,751円で、介護予防サービス計画作成料等でございます。

続いて、歳出について申し上げます。17・18ページをご覧ください。

1 款、総務費は20,144,541円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付及び、要介護認定等の事務に係るものがございます。

2 款、保険給付費は1,639,739,624円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び、高額医療合算介護サービス等費でございまして、歳出総額の94.3パーセントを占めております。

19・20ページ、3 款、地域支援事業費は37,178,880円で、介護予防事業等に係るものでございます。

23・24ページ、4 款、介護予防支援事業費は614,999円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものでございます。

5 款、基金積立金15,324,739円は、静岡県が介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し県内市町へ交付したものを、保険給付支払準備

備基金へ積み立てたもの等でございます。

25・26ページ、7款、諸支出金25,641,351円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金の精算による返還金及び、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しでございます。

以上が、認定第4号「平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

次に、認定第5号「平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明申し上げます。

平成24年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務、及び污水管渠の実施設計と築造工事を実施をしました。

歳入総額は495,999,284円、歳出総額は453,995,819円で、差引き残額42,003,465円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入の主なものを申し上げます。

決算書の事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額34,887,400円に対し、収入済額は33,896,650円で収入未済額が990,750円でございます。未済額の内容としては、分割納付の未納者10名分でございます。

2款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額27,791,738円に対して、収入済額は27,616,567円で収入未済額が175,171円です。未済額の内容としては、公共下水道使用料の平成22・23年度分の未納者20名分でございます。

3款、国庫支出金は125,300,000円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款、繰入金は、一般会計繰入金で94,700,000円、

5款、町債は、公共下水道整備事業債で186,500,000円でありませす。

6款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計6,440,258円でございます。

7・8ページ、7款、繰越金は、前年度からの繰越金で21,545,809円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款、下水道事業費387,598,084円のうち主なものは、委託料と工事請負費で、委託料は1項1目、下水道総務管理費の下水道台帳作成業務委託料1,487,850円と、11・12ページの1項2目、下水道施設管理費の森町浄化センター維持管理業務委託料4,410,000円、2項1目、下水道建設事業費の污水管渠実施設計業務委託料12,559,050円、及び污水管渠築造工事298,704,000円でございます。

13・14ページ、2款、公債費は、町債元金・利子償還金と一時借入金利子で66,397,735円であります。

以上が平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況でございますが、平成25年3月末現在で53パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力して参る所存でございます。

次に、認定第6号から7号・8号までは、この一覧表の方をご覧くださいになっていただければと思います。

次に、認定第6号「平成24年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明申し上げます。

本会計の歳入総額は1,585,823円、歳出総額は1,054,208円で、差引き残額531,615円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数67戸分の使用料と繰越金です。歳出では一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成24年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明申し上げます。

歳入総額は2,685,749円、歳出総額は2,108,752円で、差引き残額576,997円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数74戸分の使用料と一般会計繰入金及

び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費及び公債費でございます。

次に、認定第8号「平成24年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明申し上げます。

歳入総額は274,923円、歳出総額は163,535円で、差引き残額111,388円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料と繰越金です。

歳出は、一般管理費と財産管理費であります。

当年度において大きな修繕はなく、いずれの簡易水道事業も順調に運営することができました。

しかし、今後においては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も年々厳しくなる事が予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力をして参りたいと考えております。

以上が、認定第1号から8号まででございます。一括して説明申し上げますけれども、よろしくご審議の程、そして、認定をしていただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

議 長 (榊原淑友君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代 表 (花嶋 勇 君) 監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長への審査に付されました平成24年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成24年度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る、7月18日・19日・22日・23日の4日間、亀澤監査委員とともに検査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、その他関係諸帳簿が「関係法令に準拠して調製されているか」、「財政運営は健全か」、「財産の管理は適正か」、さらに「予算が適正か

つ効率的に執行されているか」等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を致しますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされており、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところであります。

なお、審査の概要と所見を決算審査意見書として提出をしておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 日程第26、認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第27、認定第10号「平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) 本件について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今一括して上程されました、認定第9号及び第10号の各会計決算について説明を申し上げます。

最初に認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定」について説明申し上げます。

まず、決算書18ページをご覧ください。

平成24年度の業務状況でございますが、前年度末給水人口17,307人、給水戸数5,979戸、年間総配水量2,648,981立方メートル、年間有収水量2,128,614立方メートル、有収水量率80.36パーセントとなっております。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では6人の減、給水戸数では15戸の増、年間総配水量では14,147立方メートルの増、年間有収水量は45,585立方メートルの増となり、有収水量率は前年度と比較すると1.30パーセントのプラスとなりました。

これからの説明の金額は、恐縮ですが千円単位までとさせていただきます。

22ページから24ページの第3条予算の収益的収支であります。消費税を除いた総収益では、前年度対比1.0パーセント増収の261,322千円、総費用では、前年度対比4.0パーセント増の268,193千円で、差引き6,871千円の純損失が生じました。

実質収支では、企業債利息相当額等の26,179千円を他会計より補助を受けているため、33,050千円の赤字となっています。

なお、5ページに単年度の収支の状況を表す「損益計算書」がありますが、当年度が純損失を生じたため、当年度未処分利益剰余金は81千円となりました。

次に、25・26ページの第4条予算の資本的収支であります。資本的収入といたしましては、新規水道加入に伴う加入分担金3,666千円、赤根・谷崎地内配水管布設替工事外1件の工事負担金34,691千円等で、合計134,144千円の収入となっております。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、赤根・谷崎地内配水管布設替工事外14件の工事請負費166,299千円などでございます。

また、企業債償還金は29,433千円で、資本的支出合計208,397千円の計上となりました。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成24年度森町水道事業会計」の決算状況でございますが、今後も拡充された各施設の使用効率を高め、有収水量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全かつ安定した水の供給と経営の健全化に努めて参りたいと存じます。

次に認定第10号「平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について」説明申し上げたいと思います。

平成24年度森町病院では、当年度を初年度とした第2次経営改革プランの目標を着実に達成するため、目標管理を徹底し、目標達成に向けての分析を行って参りました。

1年目の主要施策は、医療の質の向上と効率化を目指したDPC導入、医療の質を評価するクオリティインジケータの検討でございました。

医療の質の向上と効率化を目指したDPC導入では、診療報酬改定の微増要因はあるものの、入院診療費の収益を増加することができました。医療の質を評価するクオリティインジケータについては、基準を設定し院内で共有することに取り組んで参りました。

医師体制では、年度当初より整形外科医が一人体制となった入院・外来収益とも大幅な減収を見込んでおりましたが、医師を中心に病院スタッフの診療科を超えた協力のもと、減収見込みを抑制する大きな結果を残すことができました。

また、「静岡家庭医養成プログラム」の医師にも、入院や日当直へ携わってもらうことにより、勤務体制に柔軟性が生まれ、病院常勤医師の業務の負担軽減を図ることができました。

家庭医療クリニックでは、家庭医による患者さんと向き合った診療方式が徐々に浸透してきており、着実に患者数を増やすことができました。更に、11月からは在宅医療にも取組を始めたところでございます。

病院の医療機器の整備は、前年同様病院建設時に購入した機器の更新を図り、デジタルX線TV装置、全自動錠剤分包機、電動リモートコントロールベッドなどを更新いたしました。

近隣病院との連携では、昨年に引き続き磐田市立総合病院の臨床研修医7名を「地域医療研修カリキュラム」の一環として受入れ応援を頂くとともに、新たに掛川市立総合病院の臨床研修医3名を受入れをしたところでございます。

それでは、平成24年度の事業概要を申し上げたいと思います。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

付属資料の16・17ページをご覧ください。

まず患者の動向でございますが、入院患者数は年間延べ数で41,613人となり、対前年度比では742人の減、率では1.8パーセント減少しております。

一日平均では114.0人で、対前年度比1.7人減少し、病床利用率は昨年度を1.3ポイント下回る87.0パーセントとなりました。これは、外科と整形外科の入院患者が少なかったためだと分析しています。

外来患者数は年間延べ数で97,243人となり、対前年度比1,012人の増加となり、一日平均では昨年度よりも2.5人増加し、396.9人となり、ここ数年安定的な患者数となっております。

19ページから22ページの第3条予算の収益的収支の状況でございますが、病院事業収益は2,815,325千円で、前年度に対し98,395千円の増加、伸び率ではプラス3.6パーセントとなりました。

このうち、医業収益は2,421,347千円で、前年度に対し97,933千円増加し、伸び率では、患者の減少にもかかわらずプラス4.2パーセントとなったところでございます。

医業収益の内訳では、入院収益が1,557,479千円で、対前年度63,796千円増加し、伸び率ではプラス4.3パーセントとなりました。この増加要因は、入院診療費のDPC導入や診療報酬改定が微増ではございますけれども、プラス改定となったことによるものでございます。

外来収益は747,047千円で、対前年度16,742千円増加し、伸び率はプラス2.3パーセントとなりました。この増加要因は、診察や検査などを必要に応じて充実させたものでございまして、余分に診察をしたわけではないことをご理解いただきたいと思います。

医業外収益は、390,577千円で対前年度2,523千円減少し、伸び率はマイナス0.6パーセントとなったところでございます。この減少要因は、園児数の減少による保育園収入の減少等によるものでございます。

次に、病院事業費用は2,831,557千円で、対前年度28,077千円増加し、伸び率はプラス1.0パーセントとなりました。このうち医業

費用は2,661,599千円で、対前年度10,781千円増加し、伸び率では0.4パーセントでございます。

この結果、決算書5ページの経常損失は、14,578千円の計上となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、16,232千円と、純損失ではございますけども、大幅に損失額を減少することができました。

続きまして、付属資料23ページをご覧ください。

第4条予算の資本的収支の状況を説明申し上げます。

先に下段、資本的支出から説明いたします。総額は342,246千円で、建設改良費として110,048千円を執行いたしました。この内訳は、リハビリスタッフルーム建設に17,239千円、デジタルX線テレビ装置などの医療機器に41,443千円、全自動錠剤分包機などの備品に48,929千円、リハビリスタッフルーム設計監理業務委託料に1,490千円、訪問看護ステーションの車両購入に665千円、介護システムなどの無形固定資産に230千円を支出したものでございます。

また、企業債償還金は232,198千円となりました。

次に上段の資本的収入は、資本的支出に伴い算出された他会計出資金として143,133千円を繰り入れし、建設改良費の財源としての企業債で87,100千円、地域医療連携システムに伴う地域医療再生基金からの補助金等18,396千円を収入といたしました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げますけども、よろしくご審議の程お願いし、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代表 (花嶋勇君) 企業会計決算審査について申し上げます。

監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成24年度森町水道事業会計決算及び平成24年度公立森町病院事業会計決算につきまして、去る、6月28日、亀澤監査委員

とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、両事業会計の決算書、付属書類等が、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び付属書類は関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところであります。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の決算審査意見書として提出をしてございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長 (榊原淑友 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月10日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

(午後0時5分 閉会)